CADデータご利用にあたって

1.使用許諾

本使用許諾契約の定めにご同意いただくことによりダウンロード可能となるCADデータは、株式会社マシンエンジニアリングがお客様に使用許諾するものです。お客様は、CADデータが記録されている媒体の所有権を有しますが、CADデータに対する権利は株式会社マシンエンジニアリングの許諾者に留保されます。本使用許諾契約は、ダウンロード可能となるCADデータ及び本使用許諾契約に基づいて作成された複製物に適用されます。

2.使用方法及びその制限

本使用許諾契約に基づきお客様がCADデータの複製を作成する場合は、ダウンロードされたCADデータに表示されている、株式会社マシンエンジニアリングの一切の著作権表示がなされることを要します。

第三者へのCADデータの再配布は禁止といたしますが、お客様が企業、学校、その他の独立した権利能力を有する団体(以下総称して「独立団体」という)に所属しており、独立団体の活動において使用することを目的としてCADデータをダウンロードされた場合は、お客様は、本契約の定めを遵守させることを条件として、独立団体に所属する構成員にCADデータを再配布して、独立団体の活動において当該CADデータを使用させることができます。お客様は、かかる再配布を行うためにネットワークを通してCADデータを配布、送信することができますが、この場合はそのネットワークに接続された独立団体使用のコンピュータのみに対して送信することができ、不特定多数の者によるアクセスが可能な電子掲示板やウェブ・サイトなどにアップロード、掲示することはできないものとします。

法律上または本使用許諾契約により明確に許可される場合を除き、お客様は、CADデータ又はその一部を、修正し、賃貸し、リースし、貸与し、再使用許諾し、頒布し、二次的著作物を創作してはなりません。お客様が本使用許諾契約の定めの一条項にでも違反した場合、本使用許諾契約は、株式会社マシンエンジニアリングからの通知なく、自動的に解除されるものとします。

3. 準拠法及び契約の分離性

本使用許諾契約は、日本国の法令に準拠し、これに基づいて解釈されるものとします。本使用許諾契約に関連して当事者間に生じる訴訟又はその他の紛争の解決は、株式会社マシンエンジニアリングの本社所在地を管轄する裁判所において行われるものとします。何らかの理由により、管轄権を有する裁判所が本使用許諾契約のいずれかの条項又はその一部について効力を失わせた場合であっても、当該条項は、本使用許諾契約の当事者の意思を実現するよう、認められ得る最大の限度まで実施されるものとし、本使用許諾契約の他の条項は依然として完全な効力を有するものとします。

4.完全な合意

本使用許諾契約は、CADデータの使用について、お客様と株式会社マシンエンジニアリングの取り決めのすべてを記載するものであり、本件に関する、従前の契約に優先して適用されるものです。本使用許諾契約に関して、改訂、変更がなされないものとします。しかし、株式会社マシンエンジニアリングが署名した文書により改訂、変更があったときには、この限りではありません。

5.ご利用にあたって

いません。

CADデータの選択、使用および使用結果については、お客様の責任とさせていただきます。 CADデータの変更は原則として禁止します。万一変更された場合、その結果について当社は責任を負

製品の改廃・仕様の変更などによって、お客様に通知なくCADデータを変更・修正する場合があります。常に最新のCADデータをダウンロードしてご利用ください。